

○ 山梨大学障害学生修学支援規程

制定 平成26年 2月21日

改正 平成28年 3月29日

改正 平成30年 1月30日

改正 令和 6年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項の規定に基づき、国立大学法人山梨大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に則り、山梨大学（以下「本学」という。）の障害のある学生（以下「障害学生」という。）の修学等の支援（以下「支援」という。）を適切に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「障害学生」とは、対応要領第2条第1号に規定する者のうち、次の各号のいずれかに掲げる者であって、社会的障壁の除去による支援の申出又は相談があった者をいう。

- (1) 本学の学部学生、大学院学生、専攻科学生
- (2) 本学の研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生
- (3) 本学（附属病院及び附属学校を除く。）が行う一般市民等の参加型事業又は教育研究に資する活動等に参加する者

(支援の責務と合理的配慮の提供)

第3条 前条の障害学生の所属又は参加する事業を行う組織（対応要領第2条第3号に規定する「部局等」をいう。以下「当該部局等」という。）の長は、障害学生が修学等において不当な差別的取扱いを受けることのないよう支援に必要な措置を講じる責務を有する。

- 2 当該部局等の教職員は、支援措置の実施に関し主たる責任を持ち、当該障害学生に必要とされる合理的配慮を提供する。

(委員会)

第4条 障害学生のための支援に関する重要事項を審議するため、山梨大学学生サポートセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(支援の申出等)

第5条 支援は、障害学生本人及びその家族その他の関係者から相談窓口を通じ申し出ることができる。

2 申出の取り扱いは、次のとおりとする。

(1) 第2条第1号に規定する障害学生に関する支援の申出は、委員会において協議し、委員会が必要と認めた支援措置を当該学域等の長に通知し、当該部局等において対応する。ただし、入学志願者からの申出は、教学支援部入試課において受け付け当該部局等に照会し対応する。

(2) 第2条第2号又は第3号に規定する障害学生に関する支援の申出は、当該部局等において、必要に応じ学生サポートセンターアクセシビリティ・コミュニケーション支援室（以下「支援室」という。）の助言等を得て協議し、支援の必要性及び支援措置を判断し対応する。

3 第1項の規定にかかわらず、支援の申出がない場合であっても、障害学生が社会的障壁の除去を必要としていることが明白な場合には、本学は、当該障害学生に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。

（相談窓口）

第6条 障害学生及びその家族その他の関係者からの支援に関する全学相談窓口は、支援室とする。ただし、入学志願者等からの相談窓口は、教学支援部入試課とする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2号又は第3号に規定する障害学生に関する相談への対応は、当該部局等の判断により行うことができる。

3 支援室は、相談窓口で受けた相談内容に応じて当該学域等との調整又は指導助言を行う。

（事務）

第7条 支援に関する事務は、必要に応じ教学支援部の協力を得て、当該部局等の事務の組織において処理する。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、障害学生の支援に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年4月1日から施行する。